

アテナイとイアソス：前412-394年

IG II² 3 の再構成

師 尾 晶 子

はじめに

IG II² 3 は、2つの断片からなる複数の人物にあてた顕彰碑文である。アテナイ民会がどのポリスのだれを顕彰したのか、顕彰の理由が何であるのかについては現存部分からはほとんど知ることができなかったが、被顕彰者の所属ポリスが Ia-で始まること (fr.A, line 5) から、イアソス人ではないかとされてきた⁽¹⁾。また決議年代については、発見当初より、字体と正書法の特徴から前5世紀末から前4世紀初頭と考えられてきた。さらに「民会と評議会によって決議された」という通常書き方ではなく、「民会によって決議された (ἔδοξε τῷ δήμῳ)」とのみ書かれており、こうした書き方が前404年以前には知られていないことから、一般にそれ

(1) そのほかにイオス(Iâtai=イオス人)という可能性もないわけではない。キクラデス諸島の島イオスもデロス同盟の加盟国であり、貢租をアテナイに支払っていた。ただし、この時期のイオスについての文献史料は全くなく、これまで補いの候補に挙がることはなかった。さらに、ロドス島イアリュソス(Ialysioi=イアリュソス人)も候補に挙げられてもよかったのかもしれない。ただし、こちらについてはアテナイの碑文ではIâlysiouというイオニア式の記載法で一貫していること(貢租表およびAgora 16, No. 37参照)、また前408年にロドスの3ポリスが集住してロドス市となったことから、一般に前408年以降の決議と考えられていたIG II² 3に言及されることはあり得ないとして、当初より考慮外とされていたと思われる。一方イアソスについては、前5世紀末の情勢についての記述が錯綜しながらも残っていることから、[Iaseô]n (line 2), Ia[seas] (line 5)という補いに異論のすることはなかった。

以降の決議ではないかと考えられてきた⁽²⁾。しかしながら、被顕彰者の名前も、顕彰の理由もわからないこの碑文についてはこれ以上の推測をすることもできず、ほとんど注目されることはなかった。

2001年、*La Parola del Passato*誌上にイタリア考古学隊による一連のイアソス発掘の成果の報告が掲載され、Maddoliによって4枚のヘレニズム期の碑文が紹介された⁽³⁾。4枚のうちの1枚(Iasos 3926)は、1974年に発見されたもので、顕彰碑文である。Maddoliによれば、この碑文の刻文年代は、字体その他の碑文の特徴から前3世紀末から前2世紀初めと推定される⁽⁴⁾。顕彰碑文の後半部分には、被顕彰者の一族がかつてアテナイから受けた顕彰決議の写しが記されており、そのことがこの顕彰碑文で最も注目すべき点でもある。アテナイの顕彰決議が上述のIG II² 3であることはすぐに同定され、同誌上にこの問題を扱ったFabianiによる独立の論文が掲載された⁽⁵⁾。

このイアソス出土のヘレニズム期の碑文によって、IG II² 3がイアソス人にあてた顕彰碑文であることはまちがいないものとなった。また、イアソス出土碑文から、これまで知られていなかった顕彰理由の一部について、また顕彰された3名の人物名も明らかとなった。しかし、反面、IG II² 3の決議年代については、あらたに前5世紀末か前4世紀初頭かをめぐって大きな議論が起こることにもなった。

この小論では、まずMaddoliによる新碑文テキストとその日本語訳、そして新碑文によってより豊かな補いが可能になったIG II² 3の最新テキストと碑文学的な注釈を紹介したい。その後、碑文学的な特徴と歴史的背景からIG II² 3の決議年代が前4世紀初頭のものであることを論じ、前5世紀末から前4世紀初頭にかけてのイアソスとアテナイとの関係について素描したいと思う。

(2) Rhodes (1972) 259, 271参照。Lewis (1954) 32-33はこの碑文が前5世紀末、それもイアソスがアテナイから離反する以前の412年以前に決議された可能性を示唆したが、Lewis (1977) 91でこの論を取り下げた。IG I³ p.196でも、Lewisは前404年以前にこうした頭書きの存在が知られないという理由で、1954年の提案を取り下げている。ちなみにIG II² 3の決議年代は、IG II²では前403/2年頃とされ、またHenry (1977) 17 n.57では前400年頃とされている。

(3) Maddoli (2001). Iasos 3926については16-22参照。

(4) Habichtも、前200年頃かその少し後と見る (Habicht [2001]113)。

(5) Fabiani (2001).

1. イアソス出土の新碑文 (Iasos 3926) のテキスト

- [---]νου· πε[ρὶ ὧν ἐπῆλ]-
[θε]ν Κυδίας 'Α[-----]⁽⁶⁾
[ὄπ]ως οἱ νεωπ[οῖαι οἱ]
[σ]ὺν 'Ανθροφόρ[ω]ι τ]-
5 [ῶ]ι 'Α]νδρωνος ἀναγρά-
[φῶ]σιν ἐπὶ μιᾶς παρα-
[στ]άδος τῶν παραθ[υ]-
[ρ]ίδων τῶν τοῦ ἀρχε[ί]-
ου τοῦ προστατικο[ῦ]
10 τὸ ψήφισμα τὸ γραφ[έν]
ὑπὸ τοῦ δήμου [τ]οῦ
'Αθηναίων ὑπὲρ τιμ-
ῶν 'Αναξαγόραι καὶ 'Α[ρ]-
τέμωνι καὶ Κυδίαι, οὔ
15 ἐστιν ἀντίγραφον τό-
δε· Δίππος Μυρρινούσιος
ἐγραμμάτευεν· 'Αναξαγό[ρο]-
υ 'Αρτέμωνος Κυδίου 'Ια-
σέων· ἔδοξεν τῆι βουλ-
20 ῆϊ καὶ τῶι δήμωι, Αἰαντὶς
ἐπρυτάνευσεν, Δίπκ[π]λος ἐ-

(6) 後述するように、Habicht (2001)およびCulasso Gastaldi (2003)の推測するように、キュディアスとアルテモンが兄弟、少なくとも親族であるならば、Κυδίας 'Α[ρτέμωνος] (アルテモンの息子キュディアス) と補えるかもしれない (註30も参照)。IvIasos 56.2, 5-6ではアンティフォンの息子キュディアス ((Κυδίας 'Α[ντιφῶντος])) なる人物がプリュタネイスをつとめていたことが知られているが、Maddoli (2001) 20は ANTIΦΩΝΤΟΣ では2行目に残されたスペースに比して長すぎると指摘して補いを避けている。

γραμμάτευεν, Ἀθηπαν-
 τοκδῆς (sic) ⁽⁷⁾ ἐπεστάτει, Τε-
 ι(τει)σαμενὸς εἶπεν· το-
 25 ὕς Ἰασέαν ὅποσοι εἰσὶν
 μετὰ Ἀθηναίων κατο-
 κισάντων αὐτοὺς ο-
 ἰ στρατηγοὶ καθότι ἄν
 δοκῆι αὐτοῖς ἄριστον ε-
 30 ἶναι Ἀθηναίοις καὶ Ἰασεῦ-
 σιν, Ἀνκᾶξαγόραν δὲ τὸ[v]
 [Ἰ]ασέα τὸν Ἀπολλω[νίδου(?)]
 [καὶ Ἀ]ρτέ[μωνα τὸν ----]

日本語訳)

…ノスの……。ア… (アルテモン? ⁽⁸⁾) の息子キュディアスが要請したことにつ
 いて, アンドロンの息子アンテスフォロスとその同僚のネオポイアイ(neōpoiāi) ⁽⁹⁾
 は, プロスタタイの文書館(?) (archeion prostatikon)の扉の側柱(parastās) ⁽¹⁰⁾ にア
 ナクサゴラスとアルテモンとキュディアスの^{ほまれ}譽(timē)のためにアテナイ人の民会に
 よって決定された決議を記載するよう。その(アテナイ人の民会決議の)写しは以
 下の通りである。「ミュリヌース区出身のディイッポスが書記をつとめた。イアソ

(7) 正しくはアペマントクレス(ΑΠΗΜΑΝΤΟΚΛΗΣ)。MとΠ, ΛとΔの写し誤りによる。

(8) 註6および註30参照。

(9) イアソスでは, neōpoiāi (単数形neōpoiēs)が刻文の責任を負ったことが知られる。
IvIasos 2.59, 20.16-17, 31.4, 33.11-12, 38.6-7, 42.8-9, 43.12-13, 44.3-4, 46.7-8, 47.4-5, 48.10-12,
 50.11-12, 55.2, 62.9-11, 63.1-2, 82.25-26, 151.11-12を参照。

(10) Archeion prostatikonとよばれる役所は初出であり, いかなるものであったか不明である。
 イアソスにおいて顕彰碑文が文書館その他の建物の扉の側柱(ἐν τῇ παραστάδι τῇ
 πρὸ τοῦ ἀρχείου)に刻まれたことについては, 他の碑文から知られている (*IvIasos*
 30.12, 31.5, 38.7, 44.3 [εἰς παραστάδα], 48.11-12 [ἐν τῇ παραστάδι], 50.11-12, [ἐν
 τῇ παραστάδι], 55.2 [ἐν τῇ παραστάδι τοῦ βουλευτηρίου], 62.9-10 [ἐν τῇ
 παραστάδι τῆς στοᾶς τοῦ Ποσειδῶνος)。

- b -----τόν]
 [ἀ]δελ[φὸ]ν καὶ [τὸς παῖδας ἀμφοτέρων πρ]-
 οξένος καὶ ε[ὐεργέτας Ἀθηναίων ἀναγ]-
 ράψαι ἐν στήλ[η]ι λιθίνηι τὸν γραμματ]-
 έα τῆς βολῆς· [οἱ δὲ πωληταὶ ἀπομισθωσ]-
 5 [ἀ]ντων· οἱ δὲ [ταμίαι παρασχόντων τὸ ἀρ]-
 [γύριον-----]

2001年, イアソス出土の新碑文 (Iasos 3926)をもとに, Fabiani によって以下の新
 テキストが公開された⁽¹²⁾。

Fabiani (2001)

- a [Δίππος Μυρρινούσιος] non stoichedon
 [έγραμμάτευεν]
 [Ἀναξαγόρου Ἀρτέμωνος
 [Κυδίου Ἰασέω]ν
- 5 [ἔδοξεν τῶι δήμωι· Αἰ]αντῖς ἐπρυτάνευ- ΣΤΟΙΧ. 30
 [ε· Δίππος έγραμμάτευε,] Ἀπ[η]μαντοκλῆς
 [έπεστάτει, Τεισαμεν]ὸς εἶπε· τὸς Ἰα[σέ]-
 [αν(?) ὁπόσοι εἰσὶν μετὰ Ἀ]θηναίων κατ[οι]-
 [κισάντων αὐτὸς οἱ στρα]τηγοὶ καθ[ότι]
- 10 [ἄν δοκῆι αὐτοῖς ἄριστον εἶναι Ἀθηνα]-
 [ίοις καὶ Ἰασεῦσιν· Ἀναξαγόραν δὲ τὸν]
 [Ἰασέα τὸν Ἀπολλω(νίδου) καὶ Ἀρτέμωνα]
 [τὸν καὶ Κυδίαν τὸν.....]
 [.....]

(12) Fabiani (2001) 72.

- 15 [.....καὶ τὸν τοῦ.....]
- b [ἀ]δελ[φὸ]ν καὶ [τὸς παῖδας ἀμφοτέρων πρ]-
οξένος καὶ εὐεργέτας Ἀθηναίων ἀναγ]-
ράφαι ἐν στήλ[η]ι λιθίνηι τὸν γραμματ]-
έα τῆς βολῆς· [οἱ δὲ πωληταὶ ἀπομισθωσ]-
- 20 [ἀ]ντων· οἱ δὲ [ταμίαι παρασχόντων τὸ ἀρ]-
[γύριον-----]

Fabianiの論文が掲載されてまもなく、8行目から15行目について、Christian Habichtによって修正案が提案された⁽¹³⁾。Habichtは、断片Bの始まる部分（Fabianiの16行目）に adelphon（兄弟）の語が読めることから、11行目から16行目までは被顕彰者の名前を列挙したものであると推測し、キュディアスとアルテモンは兄弟ではないかと仮定した。そして、Fabianiによって1行まるまる空白とされている14行目が存在しないと説いた。また8行目の右端の欠落した文字数が2文字ではなく3文字であることを指摘し⁽¹⁴⁾、8行目以下の修正をおこなった。Habichtによるテキストは以下の通りである。

Habicht (2001)

- 8 [αν(?) ὁπόσοι εἰσὶν μετ' Ἀθηναίων κατ[οικ]-
9 [κισάντων αὐτὸς οἱ στρα]τηγοὶ καθ[ότι ἄ]-
10 [ν δοκῆι αὐτοῖς ἄριστον εἶ]ν[αι Ἀθηναί]-
11 [οις καὶ Ἰασεῦσιν. Ἀναξαγόραν δὲ τὸν Ἰ]-
12 [ασέα τὸν Ἀπολλω(νίδου) καὶ Ἀρτέμωνα τ]
13 [ὸν....10.....καὶ Κυδίαν τὸν τούτου]
- 14 [ἀ]δελ[φὸ]ν καὶ [τὸς παῖδας ἀμφοτέρων πρ]-

(13) Habicht (2001).

(14) これはFabianiによる単純な数え間違いであり、拓本を照合するまでもなく、IG II² のテキストにも誤りはない。

15 οξένος καὶ εὐεργέτας Ἀθηναίων

さらに、2002年、Michael Walbankが⁵*IG II² 165*と*IG II² 3*とが同一の碑文に属することを報告し⁽¹⁵⁾、翌年Culasso Gastaldiは、*IG II² 3*の石からの検討、およびイアソスのプロソポグラフィカルな検討を通して、Fabianiのテキストに大幅な修正を施し、Habichtの修正案にもさらに改良を加えた⁽¹⁶⁾。この修正されたテキスト全文は以下の通りである。

Culasso Gastaldi (2003)

- | | | |
|---|---|----------------|
| c | Δίππος Μυ[ρρινούσιος ἔγραμ]-
[μάτευεν] | non stoichedon |
| a | [Ἀναξαγόρο Ἀ]ρτέμωνος
[Κυδίο Ἰασέω]ν | |
| 5 | [ἔδοξεν τῶι δήμῳ, Αἰ]αντὶς ἐπρυτάνευ-
[εἰ Δίππος ἐγραμμάτευε,] Ἀπημαντοκλῆς
[ἐπεστάτει, Τεισαμεν]ὸς εἶπε· τὸς Ἰα[σέ]- | ΣΤΟΙΧ. 30 |

(15) Walbank (2002). Walbankは、ΔΙΠΠΟΣΜΥ----と記されたレリーフ付きの碑文*IG II² 165*が*IG II² 3*と同じ石に属すると指摘した。デイイッポスという名が*IG II² 165*に現れていることについては、すでにFabianiもHabichtも指摘している。Fabianiが同定に肯定的であったのに対し (Fabiani (2001) 75, n.15), Habichtはこの碑文が*IG II² 4434*と同一のものでアスクレピオスへの奉獻と考えられることがDina Pappas-Delmousou (*SEG* 22, 159)によって示されていること、また、*IG II² 165*のレリーフのスタイルを研究したMeyer, Lawtonがともに前4世紀と年代決定していることから同定に消極的であった(Meyer [1989] A40, Taf. 14: ca. 390, Lawton [1995] No.98, Pl. 52: 前4世紀前半)。結果、Habichtは両決議のデイイッポスは同一家系に属する別人だと結論した (Habicht [2001] 115 n.7)。Habichtの議論の前提には、*IG II² 3*の決議年代が前5世紀、それも前412年以前だという仮定がある。この仮定はFabianiの議論を受容したことから成立したものであるが、後述(3)のように、また、Walbank (2002), Culasso Gastaldi (2003)の推測するように、前4世紀と考えることも可能である。なお、Meyer, Lawtonとも、同碑文のレリーフの写真に掲載している。これらの写真では、残念ながらWalbankの主張する2行目のΕΓΡΑΜΜΑΤΕΥΕの2つ目のミューとその隣のアルファの刻文の痕跡を読み取ることはできない (Walbank [2002] 71: [ἔγραμ]μά[τευεν])。

(16) Culasso Gastaldi (2003).

- [ας ὅποσοι εἰσὶ μετὰ Ἀθηναίων κατ[οικ]-
 [ισάντων αὐτὸς οἱ στρα]τηγοὶ καθ[ότι ᾗ]-
 10 [ν δοκῆι αὐτοῖς ἄριστον εἶ]ν[αι Ἀθηναί]-
 [οις καὶ Ἴασεῦσιν. Ἀναξαγόραν δὲ τὸν Ἴα]-
 [σέα τὸν Ἀπολλωνίδο καὶ Ἀρτέμωνα τὸν]
 [Ἴασέα τὸν Εὐμάχο καὶ Κυδῖαν τὸν αὐτῷ]
 b [ἀ]δελ[φὸ]ν καὶ [τὸς ἐκγόνο]ς τὸς αὐτῶν πρ]-
 15 οξένος καὶ ε[ὐεργέ]τας Ἀθηναίων ἀναγ]-
 ράφαι ἐν στήλ[ηι λιθίνηι τὸν γραμματ]-
 εἶα τῆς βολῆς· [οἱ δὲ πωλητὰι ἀπομισθωσ]-
 20 [ἀ]ντων· οἱ δὲ [ταμίαι παρασχόντων τὸ ἀρ]-
 [γύριον-----24-----]

Culasso Gastaldi によるテキストは、Habichtの修正をもとにしながら、さらにオリジナルの碑文（すなわち *IG II² 3 + IG II² 165*）の成立した時代の碑文の文法的特徴に即して熟考されたものであり、ここで大きく異を唱えるべき点はほとんどない。とはいえ、いくつかの点について、なお疑問の残る部分もある。彼の補いのポイントと Fabiani, Habicht とのちがいが、さらに私個人の付言・疑点は以下の通りである。なお、行数については Culasso Gastaldi の番号に従う。

- 1-2 1-2 行目は *IG II² 165* にもとづく補いで、Walbank (2002) による *IG II² 3* と *IG II² 165* の同定から導かれたものである⁽¹⁷⁾。

Culasso Gastaldi は 1 行目の文字数について、おそらく 4 カ所出現するイオタがすべて他の文字に比して狭いスペースに書かれていたと推定し、23 文字としている。これは仮に 2 つのイオタでおよそ 1 文字分のスペースを使ったと考えると 21 文字分のスペースとなる。1 行目と 3 行目の文字の大きさ、間隔が同じだという Walbank の計測に従えば、1 行目に想定できる文字スペースは 18-20 文字

(17) 註15参照。

までであり、21字分では窮屈であり、音節で改行されていたと考えるのはむずかしい⁽¹⁸⁾。Walbankの補いのとおり、ἐγραμμάτευε はすべて2行目に記されていたと考えた方がよいと思われる。また、3-4行目に記された人名が右マージンの残りにかかわらず、単語で改行されていることから、頭書きにあたる1-4行目は単語の終わりで改行されていたと考えた方がよいと思われる。

- 3-4 アナクサゴラスの属格形 Ἀναξαγόρου, およびキュディアスの属格形Κυδίουの最後の文字ユプシロンは、それぞれCulasso GastaldiのἈναξαγόρο, Κυδίοという補いのとおり書かれていないと考えてよい。Maddoliの掲載した石自体の写真⁽¹⁹⁾, およびCSADで公開されている拓本⁽²⁰⁾ を使って字の大きさと間隔から文字数を推測する限り、ユプシロンの入る余地はない。また、7行目のτὸς = τούς, 15行目の [πρ]οξένος = προξένους, 17行目のβολῆς = βουλῆςのスペルの特徴とあわせてみても、Ἀναξαγόρο, Κυδίοと刻まれていたことが推測できる。この碑文はイオニア式正書法を用いて書かれているものの、二重母音ouのスペルをoと書く点においてはアッティカ方言が残存している⁽²¹⁾。さらに同様の正書法は、他の箇所でも適用されていたと考えてよい。

- 5 通常のἔδοξεν τῆι βολῆι καὶ τῶι δήμῳ (評議会と民会によって決議された)ではなく、字数からἔδοξεν τῆι βολῆι (評議会によって決議された), あるいは

(18) 3行目のアナクサゴラスとアルテモンについて、両者の人名の間にスペースがあったと考えることも理論的には想定できるが、IG II² 3aの拓本から確認できる文字の大きさから言ってスペースはなかったと考えられる。それゆえ、1行目の文字数をこのスペースによって増やすこともできない。

(19) Maddoli (2001) 18.

(20) IG II² 3の拓本の写しは、72および150dpiで公開されている (CSAD Imaging Project: <http://www.csad.ox.ac.uk/CSAD/Images/100/Image172.html>)。

(21) Threatte (1980) 28-29, 238-244. 同一碑文内で2種類のスペルが用いられることもあり、前5世紀末から前4世紀前半の移行期においては混乱からの混同もしばしば見られる。しかしながら、IG II² 3に関しては、現存するフレーズから判断する限り、原則としてouをoと記す正書法が用いられていると考えてよい。

ἔδοξεν τῶι δήμῳι (民会によって決議された) と刻まれていたことが推定される⁽²²⁾。伝統的に後者が補われているものの、どちらの可能性も否定できないだろう。後述するように、いずれにせよ前5世紀にはこうした事例は知られず、Rhodes(1972)が指摘するように、前4世紀初頭の決議であると考え得ることを示唆している⁽²³⁾。

6 デイイッポスの2つのイオタは頭書きと同様に1ストイコスに刻まれていたと考えられる。それゆえ6行目の文字数は30ではなく、31文字になっている⁽²⁴⁾。アペマントクレス(ΑΠΗΜΑΝΤΟΚΛΗΣ)の3文字目のエータは、IGのテキストでは補いとなっているが、左側の縦線ははっきりと読み取れ、中央の横線、右側の縦線もうっすらと読み取れる。

7-9 主語(将軍たち)が主格で、また動詞(帰還させよ)が3人称複数命令形で書かれている。ちなみに刻文を命ずる次の文は対格と不定詞で表され、石の請負、および経費の支給については主格と命令形で記されている。

8 イアソスの写しではτὸς Ἴασέωνとなっている。

8行目からFabianiの補いと1文字ずつずれが生じている。これはFabianiが8行目の右マージンを1文字数え間違っただけのためにおこったもので、Habichtによって修正された。正確な文字カウントのもとで8行目を30字にするためには、

(22) イアソスの写しでは「評議会と民会によって決議された」という通常の前書きが記されているが、これは単純な勘違いによる書き写しの誤りと考えてよい(Iasos 3926, 19-20)。

(23) Rhodes (1972) 82-87, 259. 註2も参照。

(24) ΔΙΙΠΠΟΣではなくΔΙΙΠΟΣではないかというFabianiとHabichtの推測は、イアソスの写しで後者のスペルが用いられていることと、イオタがストイケドンスタイルを乱さずに記されている仮定すると31文字となるために、重複するパイの1つが省略されているのではと仮定したことによる。重複する同一子音の1つが省略されるという綴り方については、Threatte (1980) 511-546, esp. 515を参照。なお、Habichtについては、IG II² 165の碑文の読みについてのLawtonの勘違いあるいは誤植からも踏襲されていると思われる(Lawton [1995] 128)。

[εἰσὶν]を[εἰσὶ]と補っていわゆるmovable nuを取るか(Culasso Gastaldi),あるいは[μετὰ Ἀθηναίων]を[μετ' Ἀθηναίων]とリエゾンさせて母音アルファを省略するか(Habicht),どちらかの補いが要求される。いずれもこの碑文の成立年代の範囲で考え得る正書法であり,どちらの補いも可能な推定である(25)。

- 10 CSADで公開されている拓本では, 22文字目のニューの上部3分の2以上をはっきりと読み取ることができる。また, その右隣のアルファについても上半分を読み取れそうである。[εἰ]ν[α]ではなく, [εἰ]ν[α][ι]ないし[εἰ]ν[α][ι]と補えるだろう。
- 11 Culasso Gastaldiは, デイイッポスの名において連続するイオタが1文字分のスペースに刻まれていることから, ΚΑΙΙΑΣΕΥΣΙΝ (= ΚΑΙ ΙΑΣΕΥΣΙΝ)の2つ連続するイオタも1ストイコスに納められているのではないかと推測した。よって, この行の文字数は31文字となっている。ただし, イオタの扱いについて, ここまで意図的になされていたかどうかは, 補いにすぎないため何とも言えない(26)。
- 12 イアソスのコピーでは ΑΠΟΛΛΩ までが読み取れ, そのあとは欠けていてわからない。イアソスで確認されている ΑΠΟΛΛΩ ではじまる人名は, アポロニデス(ΑΠΟΛΛΩΝΙΔΗΣ)とアポロニオス(ΑΠΟΛΛΩΝΙΟΣ)である。Fabianiは, ヘレニズム時代にアポロニデスの息子アナクサゴラスなる人物が知られることから, 暫定的にアポロニデス(属格形: ΑΠΟΛΛΩΝΙΔΟΥ = ΑΠΟΛΛΩΝΙΔΟ)と提案した(27)。ただし, アポロニデス, アポロニオスいずれの名も珍しい名前ではなく, FabianiとHabichtは補いについては慎重であり, 括弧をほどこしている(28)。11行目の連続するイオタがそれぞれ1ストイコスずつ占めていたならば,

(25) Henry (1978) 83-91 (movable nu), 91-93 (hiatus and elision) 参照。

(26) 後述3.2)も参照。

(27) SEG 36 (1986) 983, SEG 38 (1988) 1059参照。前3世紀から2世紀の顕彰碑文で, 決議の提案者はアポロニデスの息子アナクサゴラスである。Ivlasos II, Index参照。

(28) 知られる限りの人名については, Ivlasos II, Index参照。

Culasso Gastaldiの補いをそのまま受け入れたとしても、テキストに他の変更を加えずにアポロニオスを取り、その属格形 ΑΠΟΛΛΩΝΙΟ と補うことも可能である⁽²⁹⁾。

12-14 Culasso Gastaldiは、*IvIasos*におさめられた碑文の中から、アルテモンおよびキュディアスという名前を持つ人物と時代とを網羅的に拾い上げて、アルテモンの父親の名前がエウマコスである可能性の高いことを論じた⁽³⁰⁾。きわめて限定された史料に基づいた大胆な憶測ではあるけれども、*Iasos* 3926の提案者であるキュディアスの家系が数百年間にわたって有力な家系でありつづけたことを考えるならば、根拠なしとも言えないかもしれない。

ただし、彼の補いで、一点疑問に思うのは、一人目の被顕彰者アナクサゴラスのみならず、二番目の被顕彰者アルテモンについても出身ポリス名が記載されていたと仮定していることである。複数の同国人が顕彰されている時に、その出身地が本文中においていちいち繰り返されているという事例は、管見の限り、前5世紀、前4世紀を通じて見当たらない。エウマコスという父名の推測の正否にかかわらず、*Iasea*の代わりに何か別の語を補わなくてはならないと思われる。可能性として考えられるのは、血縁関係を表す言葉である。エウマコスがアルテモンとキュディアスの父親であるというCulasso Gastaldiの推測を尊重するならば、「イアソス人アポロニデスの息子アナクサゴラスとエウマコスの息子のアルテモン、および彼の兄弟エウマコスの息子キュデ

(29) アルテモンおよびキュディアスの父名があくまでも仮説にもとづく補いであるがゆえに、アナクサゴラスの父名がアポロニデスかアポロニオスかについても仮説の域を出ない。また、ストイケドンスタイルで書かれているとはいえ、イオタの扱いについてはどこまで厳密かは推測にたよらざるをえないため、この点においても人名の文字数を確定することはむずかしい。

(30) Culasso Gastaldi(2003) 114-116, 118. Culasso Gastaldiは、マウソーロスに対して謀反を加えた人物の財産競売を記した*IvIasos* 1. 30に、アルテモンの息子エウマコスなる人物が競売の責任者の一人として記載されていることに注目し、父親のアルテモンがIG II² 3に現れるアルテモンであり、祖父の名前がしばしば孫に受け継がれることから、エウマコスがアルテモン、キュディアス兄弟の父名ではないかと推測した。

イアスを (Ἀναξαγόραν δὲ τὸν Ἰασέα τὸν Ἀπολλωνίδο καὶ Ἀρτέμωνα τὸν Εὐμάχο υἱὸν καὶ Κυδίαν Εὐμάχο τὸν ἐκένο (あるいはτούτο) ἀδελφόν)』といった補いも可能かもしれない⁽³¹⁾。

あるいは、エウマコスという補いにこだわらないのであれば、3名がそれぞれ血縁関係にあると考えることも可能かもしれない。被顕彰者が亡命者であるということを考えると、必ずしもそれぞれが親族関係にある必要はないが、複数の人物が1つの決議において顕彰される場合、それらの人物が互いに親族関係にあることも多い⁽³²⁾。刻文の命令が14行目のadelphon (兄弟) のあとに記載されていることから、3人目の被顕彰者キュディアスが直前のアルテモンと兄弟関係にあることについては、Habicht, Culasso Gastaldiの推測するとおり、ほぼまちがいない。既知の事実からは証明できないけれども、この兄弟がアナクサゴラスと親子関係にあることも推測可能であるかもしれない。あるいは、アナクサゴラスとアルテモンが親子、アナクサゴラスとキュディアスが兄弟と考えることもできるかもしれない。「イアソス人アポロニデスの息子アナクサゴラスとアナクサゴラスの息子のアルテモン、および彼の兄弟キュディアスを (Ἀναξαγόραν δὲ τὸν Ἰασέα τὸν Ἀπολλωνίδο καὶ Ἀρτέμωνα τὸν Ἀναξαγόρο υἱὸν καὶ Κυδίαν τὸν ἐκένο (あるいは τούτο) ἀδελφόν)』といった補いも理屈の上では可能である⁽³³⁾。

(31) 11行目の連続するイオタが1ストイコスずつ占めていたならば、*υἱόν*の綴りは*ύόν*とおきかえられる。前者のスペルはIG I³ 73, 12で補いながらほぼ確実に現れるものの、後者のスペルが用いられることが多い。

(32) たとえば、IG I³ 28 (イフィアデスの息子たち4名への顕彰), IG I³ 73, 97 (ポタモドロスと息子エウリュティオン), IG I³ 228 (アルコニデスと彼の兄弟デモン), IG II² 6 (アペメントスの5名の息子たち), IG II² 49 (レオメストルの2名の息子およびディアゴラスの3名の息子たち), IG II² 84 (ポリュカルティデスと彼の息子アルキビアデス), IG II² 103 (ディオニュシオスと息子たち) など。

(33) 註31参照。

3. 碑文学上の見地から見た碑文の成立年代

IG II² 3の決議年代について、FabianiとHabichtはイアソスがペルシアのサトラペス(太守) ティッサフェルネスの手中にわたる前412年以前と想定し、Lewis自身が取り下げたかつてのLewis説を支持している。一方、WalbankとCulasso Gastaldiは、前4世紀初頭、おそらく前394年頃と考えている。一般的に言ってこの碑文が前5世紀末から前4世紀初頭のものであることはまちがいない。

碑文学的に年代決定の助けになるものは以下の項目である。

- 1) レリーフ付きであることとレリーフの様式。レリーフ付き決議碑文のレリーフの様式を研究したMeyer (1989)とLawton (1995)は、それぞれ純粹にレリーフの様式の特徴から、前4世紀のものと論じている。Meyer, Lawtonともに、盾に寄りかかるアテナ像が前5世紀末から前4世紀はじめに多く見られる特徴であること、透き通るようなドレープが前4世紀はじめの特徴であることを確認しており、Meyerは前390年頃と結論⁽³⁴⁾、一方Lawtonは、アテナ像がほっそりとしていることから、前4世紀の前半、それも第2四半世紀ではないかと推測している⁽³⁵⁾。独立性の高い成立年代推定の判定基準であることから、Walbankによる石の同定が正しければ、IG II² 3が前4世紀の碑文である確率はきわめて高いものとなる。
- 2) ストイケドンスタイルの意図的な無視。頭書きのみならず、もし本文中でもCulasso Gastaldiの想定するように連続するイオタが意図的に1ストイコスに書かれているとしたら、きわめてまれな事例となる。管見の限り、前5世紀の決議碑文で意図的に行われたものは見当たらない⁽³⁶⁾。前4世紀以降の事例につ

(34) Meyer (1989) A40, Taf. 14.

(35) Lawton (1995) 128, No.98, Pl. 52.

(36) ただし、IG I³ 210.2は、その可能性も否定できない。とはいえ、断片がきわめて小さいことから、果たして偶発的なのか、それとも意図的なのかを判断することはむずかしい。さらに、連続すると推定されている2つのイオタのうち、最初のイオタに関しては、断片の左端に読み取れる縦線からの推測にすぎず、エータその他の文字の一部であることも否定はできないことから、その判断はむずかしい。Lewis (1975) 380参照。

いては、少数ながら知られている⁽³⁷⁾。IG II² 3では、上述のように、少なくともディイッポス (ΔΙΙΠΠΟΣ) のスペルの2文字目、3文字目の連続するイオタについては1ストイコスに記されていた可能性が高い。

現存する石の断片では、単独で出現するイオタはおおむね1ストイコスの中央に刻まれており、例外は、左寄りに刻まれた8行目22文字目のイオタ (ΑΘΗΝΑΙΟΝ) のみである。8行目のイオタは真上の文字がパイであることから、パイの左縦線から影響されたものと思われる。それゆえ、イオタが1ストイコスに書き込まれていたとすれば、きわめて意図的な配置だと考えられる。ディイッポスのイオタの真上の文字はオミクロンであり、本来左寄りになる条件はない。11行目については、何とも言えない。

- 3) 決議の序文。IG II² 3の一番の特徴は、「評議会と民会によって決議された」という定型句ではなく、おそらく「民会によって決議された」という省略形で記されていることである⁽³⁸⁾。前5世紀の決議碑文では、一貫して「評議会と民会によって決議された」と記されている。一方、前4世紀前半においては、定型句以外の表現が用いられることもめずらしくなかった⁽³⁹⁾。

(37) Austin (1938) 38-39, Osborne (1973) 267-268, Threatte (1980) 62-63. AustinとThreatteはイオタが意図的にストイケドンスタイルを無視する形で刻まれることはめずらしくないと述べるが、決議碑文に限定するならば、そのような事例は前5世紀、前4世紀ともにきわめてまれである。連続する2つのイオタが1ストイコスに刻まれた事例としては、たとえばIG II² 25 + SEG 15.86=Osborne (1981) D9, line8 (ca.388)が挙げられる。なお、貨幣単位1ドラクマおよび1オボロスを表す数字記号については、ストイケドンスタイルで書かれている碑文においても2本で(場合によっては3本で)1ストイコスを占めるのが通常であった。

(38) 理論上「評議会によって決議された」という表現も可能なことについては上述の該当箇所を参照。

(39) Rhodes (1972) 82-87, Henry (1977) 15-18参照。なお、上述のテキストコメントの該当箇所も参照。なお、Andok. 1.83も参照。「民会によって決議された」とのみ記されている。前403/2年の決議とされる。この決議の提案者テイサメノスは、IG II² 3の提案者テイサメノスと同一人物で、IG I³ 179の提案者および前414/3年にアテナ聖財財務官をつとめたパイアニア区出身のテイサメノスとも同一人物と考えられる (Fabiani [2001] 75-77)。

4) 決議の序文にアルコン名の記載のないこと。*IG II² 165*の2行目にアルコン名を補うことは、理論上は可能である。だが、イアソスの写しにアルコン名がないことから、アルコン名の記載はなかったと考えるべきであろう。アッティカの決議碑文においては、前421年以降、ほぼコンスタントにアルコン名が序文に記載されるようになる。いくつかの例外はたしかに存在するものの、それらは前5世紀末最後の10年間と前4世紀初頭の決議碑文に集中している⁽⁴⁰⁾。*IG II² 3*が前412年以前の決議である可能性は低い。

5) ポーレータイによる石の請負。

補いではあるけれども、ほぼまちががなく、刻文に際してポーレータイによる石の請負について書き記されていると考えられることが、*IG II² 3*のさらなる特徴である。ポーレータイが請負を行う文言は、少なくとも前400年頃までの碑文には現れていたことが知られる⁽⁴¹⁾。しかしながら、*IG II² 3*のように主格形+

(40) Mattingly (1996) 338-345, Henry (1979)参照。前421年以降でアルコン名の記載の知られないことの明らかな決議碑文は、前5世紀のものでは、アルキピアデスの動議によるダフヌス在住のクラゾメナイ人顕彰決議 (*IG I³ 119*, 前407年)である。一般に前416/5年頃の決議と考えられてきた*IG I³ 91*および*92*については、前422/1年の決議であることが明らかとなり、前421年以降におけるアルコン名の記載の常態化をむしろ裏付けるものとなった。Henryは、前421年を起点として例外なくアルコン名が序文に記されるようになったということに関しては否定的であるが、わずかな例外を除き大部分の決議碑文にアルコン名が記載されるようになったということについては認めている。なお、前4世紀初頭については、*IG II² 6, 7*が知られる。また、*IG II² 17 + SEG 15.84 + SEG 16.42 = SEG 36.140 = Osborne (1981) D8* (前394年)では、「評議会によって決議された」とはじまる序文においてはアルコン名が出現しないものの、決議の最後に書記名とアルコン名が記されている(13-14行目)。*IG II² 3*が前394年の決議であるとしたら同様の序文と後書き(subscript)が想定されないだろうか。だとすれば、一般的な記載法ではないけれども、*IG II² 3*にもアルコン名が記されていたことになる。

(41) ポーレータイによる石の請負については、既知の事例から見ると、前400年頃を境に記されることはなくなった。この理由については不明であるが、おそらく記載の省略のみであって、手続き上の変化ではないだろうと一般に考えられている (Rhodes [1972] 96, *Agora* 19, 62-65)。このことは、刻文の手続きについての記載が現存していながら、ポーレータイによる請負契約の記載が省略されている前5世紀の事例があることから推測できる (*IG I³ 80.16-20, 84.26-28, 110.20-24*)。Cf. Lewis (1954) 33.

命令形で書かれている事例はIG II²の事例では知られておらず⁽⁴²⁾、対格形+不定形で表されているものが2例知られるのみである⁽⁴³⁾。それゆえポーレータイの出現、さらにはIG II² 3における命令形の文体は、決議年代を前412年以前と考える内的な証拠であるとも言える⁽⁴⁴⁾。

とはいえ、刻文費用の支払いに関する規定全体に目を向けるならば、前4世紀末にいたるまで、割合としては少ないものの命令形での記載も散見される⁽⁴⁵⁾。ポーレータイによる石の請負と財務官による刻文費用の支出とは対で行われるものであるから、財務官の刻文費用支出の規定が命令形で記された事例がある限り、ポーレータイによる石の請負の規定についても、記載された場合には、前4世紀に入っても命令形で書かれる可能性があったと考えられよう。そして、記載の可能性についても前400年頃まで確認されている以上、前4世紀初頭であれば否定できないと思われる。

以上の5項目のうち、1) 3) は、IG II² 3の決議年代が前5世紀よりもむしろ前4世紀初頭であることを強く示唆している。この2点については、既知の事例を見る限り例外の見られないゆえに、成立年代の推定において最も考慮すべき特徴であると思われる。2) については、補いによる推定であるゆえ、仮定の域を出ないが、もしも実際に行われていたとすれば、やはり前4世紀初頭であることを示唆していると言える。4) については、前412年以前である可能性の低いことを示しており、イオニア戦争中（前412-405）ないし前4世紀初頭であることを示唆してい

(42) 前5世紀の事例としては以下の18例が知られる：IG I³ 7. 6-7, 11.13-14, 23.11, 68.57-58, 71.25, 78.51, 84.5-6, 102.34-35, 104.8, 130.6, 22, 136.39, 149.2-3, 153.2-3, 159.15-16, 180.4-5, 193.4-5, 195.4-5, 200.3-4（確実性の高い補いによる事例も含む）。このうち、決議年代の明らかなもので最も新しいものは、IG I³ 104で前409/8年である。

(43) IG II² 4.3(ca. 403/2), IG II² 5= SEG 14. 36, line 13 (ca. 400).

(44) Lewis (1954) 33, Fabiani (2001) 77-79, Habicht (2001) 114-115.

(45) Henry (1989), とくに259-260, Table I参照。Henryは、刻文費用の負担について規定したフレーズを網羅的に検討している。彼は、コラクレタイ、タミアイらによる刻文費用の支出が命令形で記されているか、不定法で記されているかについても分類を行っており、前4世紀においても命令形が散見されることが示されている（IG II² 4.3-4, 226, 23-28, 222.29-31, 240.23-25, 288.12-16, 338.28-31）。命令形が消失するのは前4世紀末以降である。

る。このうちイオニア戦争中については、後述のように、前412年にイアソスがテ
イッサフェルネスの手中に渡って以降、ペロポネソス戦争終了まで、イアソスがア
テナイとの同盟関係に復帰したことを示す史料は乏しく、状況証拠からいってIG
II² 3が決議される可能性は低いと思われる⁽⁴⁶⁾。5)については、前5世紀の碑文
であることを示唆する一方、上述のように必ずしも前4世紀の碑文であることを否
定するものでもないと考えられる。

碑文の内的特徴から見たIG II² 3の決議年代は、以上を総合的に判断すると、前5
世紀のものとするよりは前4世紀初頭と考えるべきだと結論される。

4. 歴史的背景から見たIG II² 3の決議年代：前5世紀末から前4世紀初頭のイア ソス

イアソス出土の新碑文によって明らかになったIG II² 3の決議内容の中で、最も衝
撃的なのは、被顕彰者がアテナイに身を寄せていた亡命者であったことである。3
名のイアソス人はこの顕彰決議を受けると同時に、イアソスに帰国することがかな
い、アテナイの軍司令官（将軍）とともにイアソスへ向かった。ここから伺えるの
は、1) 彼らがイアソスを離れざるを得ない状況が過去にあったこと、2) 亡命先
がアテナイであることから、いわゆる「親アテナイ派」であったこと、である。彼
らが亡命した時期については明らかではない。しかしながら、亡命の時期をいくつ
かに絞り込むことは可能である。

第一の可能性は、前412年である。イアソスは、アテナイの同盟国として、アテ
ナイの同盟者でペルシア王に対して反乱を起こしていた先の太守ピッスートネスの
庶子アモルゲスの反乱拠点となっていた⁽⁴⁷⁾。前412年、ピッスートネスの後任とし

(46) Fabiani (2001)もHabicht (2001)もそれゆえに前412年以前の決議であると示唆したのであ
る。

(47) Thuc. 8.19.2, 28.2-4, 54.3; Andok. 3.29. アテナイがアモルゲスの反乱を支援した理由につ
いてはWestlake (1989) 103-112を参照。彼は、小アジアのギリシア諸市に対するペルシ
ア王の影響力の拡大を、王に対する反乱者を支持することで食い止めていたのではない
かと推測する。

て太守をつとめていたティッサフェルネスは、王ダレイオス2世によってアモルゲスの反乱を鎮圧することを命じられた⁽⁴⁸⁾。アモルゲスの反乱がいつはじまったかについては、はっきりしない。しかしながら、前420年頃にはアモルゲスの父ピーストネスが王に対して反乱を起こしていたことが知られており⁽⁴⁹⁾、アモルゲスはおそらく父の反乱を引き継いだのだろうと一般に推測されている。前414年にはアテナイがおそらくエフェソスに軍隊を派遣してここを拠点に何らかの軍事活動を行っていたと知られ、この軍事活動はピーストネスおよびアモルゲスの反乱と関連しているだろうと推測されている⁽⁵⁰⁾。イアソスはこのころから、ピーストネスおよびアモルゲスの反乱拠点として提供され使われていたと考えられる。前412年、ペルシア王から命令を受けたティッサフェルネスの要請によってスパルタ軍がイアソスに侵攻すると、ほどなくしてイアソスは陥落した。アモルゲスはティッサフェルネスの手に渡り、一方イアソスはスパルタ軍に略奪されるままとなった⁽⁵¹⁾。IG II² 3で顕彰された亡命者は、この一連の事件においてアモルゲスのために尽力した人物で、それゆえにアモルゲス捕縛後にアテナイに亡命せざるを得なかったという状況が推測される。

イアソスがスパルタ軍に降伏した後、ティッサフェルネスは1人あたり1ダレイコス金貨をスパルタ軍に支払って住民を買い取った⁽⁵²⁾。ティッサフェルネスの行動の真意は定かではないが、捕虜となりスパルタ軍の思うままにあつかわれる立場に追いやられたイアソス住民は、ティッサフェルネスが保釈金を支払ったことにより祖国から追放されることなく定住を許されるという結末に落ち着いたと

(48) Thuc. 8.5.5.

(49) Ktesias *Persika* 52.

(50) IG I³ 370.77-79: ἐν Ἐφ--- (Eph...において)。Ἐφ ではじまる地名がエフェソスであることは、ほぼ確実であると言ってよい。Andrewes (1961) 5, HCT 5,17参照。

(51) Thuc. 8.28.2-4.

(52) Thuc. 8.28.4.

思われる⁽⁵³⁾。それでもアモルゲスの反乱に積極的に荷担していた一部のイアソス人は、ティッサフェルネスの報復をおそれ亡命せざるを得なかつたろう。小アジア沿岸部一帯がアテナイからの離反に熱狂し、スパルタないしペルシアに希望を託していたこの時点で、亡命先としてアテナイがえらばれたことは想像に難くない。

第2の可能性は、前405年、リュサンドロスが小アジア沿岸一帯をキュロスとともに掌握した時期である。前412年以降、ティッサフェルネスの管轄下におかれていたイアソスも、ティッサフェルネスに代わりキュロスがこの地域の全権を掌握するに至って、混乱に見舞われた可能性がある⁽⁵⁴⁾。ペロポネソス戦争の終結時には、

(53) ティッサフェルネスに売られた捕虜について、トゥキュデデスが*andrapoda*=奴隷として売られるべき捕虜という用語を用いていることから、イアソス住民がイアソスから別の場所に移されたと解釈されるのが一般的である (*HCT* 5, 69参照。Cf. Lewis [1977]91 n.43)。だが、Amit (1975)の指摘するように、小アジア沿岸部をペルシア帝国の支配領に戻そうとしているペルシア側の戦略とそぐわず、また*IG II²* 3の存在、さらにいわゆる Σ YN coinageがおそらく前4世紀初頭にイアソスでも発行されていたことをかんがみても、イアソスから前412年に全住民が退去させられたとは考えにくい。 Σ YN coinageの発行の意図(親スパルタか反スパルタか)、発行年代については諸説あるが、スパルタ支配の時代(前405-394)と考えるか、スパルタから離反した時代(前394-386)と考えるのが通説である。Cawkwell (1956), (1963), Debord (1999) 272-277, Karwiese (1980)参照。Karwieseはリュサンドロス時代を、CawkwellとDebordはクニドスの戦いの後をそれぞれ貨幣鑄造の時期と考える。

(54) ペロポネソス戦争末期以降のイアソスの情勢については不明である。ただし、*Xen. Hell.* 1.1.32とDiod. 13.104.7について、イアソスについての記載と解釈し、前409年までにイアソスがデロス同盟に復帰し、前405年にスパルタのリュサンドロスによって攻撃され、スパルタの手中に落ちたと考える研究者も多い (Meiggs [1972] 577-578, Bommelaer [1981] 67 n.30, Debord [1999] 219)。しかしながら、*Xen. Hell.* 1.1.32のタソスという写本の読みをイアソスに修正する傾向は、今日では否定する研究者も多い。*Xen. Hell.* 1.1.32では、スパルタのハルモステス、エテオニコスが住民によって追放された経緯が記されているが、同じエテオニコスが前405年にタソスに派遣されていることが知られることから(*Xen. Hell.* 2.2.5)、無理にタソスをイアソスに読み替えるよりもエテオニコスとタソスとのつながりを重視して、写本どおりの読みを取った方がよい、というのが彼らの議論である(Westlake [1989]126-127, Krenz [1989] 105)。また、Diod. 13.104.7の「カリアのタソス」という写本の伝えについても、かつてはタソスをイアソスに読み替えるか(Lotze [1964] 30. n.3, Debord [1999] 223, 227)、あるいは*Xen. Hell.* 2.1.15のケドレイアイについての記事に読み替える (Chylinski [1929]169-170, Panagopoulos [1978] 169-171) のが通説であったが、イオタとシータを写し誤る可能性の低さから、さらに最近ではカリアの地名に関する研究の成果から、写本の読みを尊重する論もでてきている(最近の考古学成果を組み込んだ議論については、Fabiani [1997]参照)。

サモスをのぞくすべてのデロス同盟国が、自発的にであれ、強制的にであれ、スパルタ側についていた。イアソスも例外ではなかったはずである。前412年、他の小アジア沿岸のポリスが多数アテナイから離反する中で、アテナイからの離反なくしてティッサフェルネスの支配下に入ったイアソスは、この時点で初めてスパルタ側に立った（立たされた）わけで、その際に国内で混乱があり、亡命者が出たことも考えられる。

一方、IG II² 3で顕彰された3名がイアソスに帰国できる状況、またアテナイがそれにかかわることのできる状況は、いつ生まれただろうか。言い換えれば、そのような時期が、IG II² 3の決議時期ともなる。

上述したように、前412年にアテナイの同盟国であるがゆえに、アモルゲスの反乱に協力したイアソスは、アテナイから離反する間もなくスパルタ軍に急襲され、ティッサフェルネスの手中に渡った。以後、アテナイがイアソスに対してアテナイが介入できる状況は、ペロポネソス戦争終結後、前397/6年にデマイネトスとともに三段櫂船一隻がキプロスに亡命中のコノンのもとへ派遣されるまではなかった⁽⁵⁵⁾。この決定は評議会の単独の議決によって決定され、まもなくペルシア王のもとへ使節が秘密裏に派遣された⁽⁵⁶⁾。前404年以降このときまで、アテナイはスパルタの命に従順であったと思われる。前400年には、スパルタの命令にしたがって騎兵隊を派遣したし⁽⁵⁷⁾、エリスに対するスパルタの攻撃の際にもスパルタ側に加担したほどであった⁽⁵⁸⁾。

イアソス人亡命者がアテナイの外交政策に何らかの役割を果たした最初の可能性としては、前397/6年から秘密裏に開始された同盟圏の復活に向けて一連の活動への協力が、まず考えられる。ただし、帰国をするにあたっては、小アジア沿岸部がペルシア艦隊の指揮官としてのコノンの活躍により、小アジア沿岸部がスパルタの

(55) *Hell. Oxy.* VI. 1. この決定が、民会の承認を経ずして評議会のみによってなされたこと、およびこの時代のアテナイの内政における党派分裂について、*Hellenica Oxyrhynchia*の著者は詳述している。

(56) *Hell. Oxy.* VII.1.

(57) *Xen. Hell.* 3.1.4.

(58) *Xen. Hell.* 3.2.25.

支配から解放され、かつコノンのアテナイへの凱旋帰還により、イアソスがペルシアではなくアテナイの影響下に入った前394年まで待った可能性が強い。実際、エリュトライはコノンに対して市民権を付与する顕彰を行っており、またアテナイ自体においてもコノンは表彰され、僭主殺しの立役者ハルモディオスとアリストゲイトン以来、彫像を建てることを許された最初のアテナイ市民となった⁽⁵⁹⁾。

おそらく、イアソス人亡命者は、前397/6年頃から前394年まで、アテナイが小アジアに対する影響力を復活させる一連の外交政策に協力したために、アテナイから顕彰されることになったと考えられる。彼らの祖国帰還に際して、アテナイの軍司令官たちが責任を負っていることから、彼らが一連の軍事活動に何らかの協力を行っていたことが推測できる⁽⁶⁰⁾。IG II² 3の発見場所がアクロポリスの南側斜面であり、IG II² 165= IG II² 4434の発見場所がアスクレピオス神域であったことから、イアソス人亡命者が亡命中アテナイで医師として働いていたのではないかというWalbankの指摘があたっていれば⁽⁶¹⁾、おそらく前412年から前394年頃という亡命生活が長すぎるということもなかろう。また、上述したように、もしも彼ら3名が親族関係・親子関係にあれば、彼らの職業が一致していても不思議ではない。

5. おわりに

IG II² 3+ IG II² 165の新テキスト(Iasos 3926)が発見されたことにより、前5世紀末から前4世紀初頭にかけての小アジアをめぐる情勢について、また、この間のアテナイの外交政策について、わずかながらも新たな知見を得ることができるようになった。本論文では、新たな知見にもとづいて、この碑文の決議年代が前394年ごろであること、およびその歴史的背景を考察した。顕彰された3名のイアソス人亡命者は、おそらく互いに親族関係にあり、おそらく前412年以来アテナイに身を寄せていたが、前397/6年頃から徐々に顕在化してきたアテナイの制海権復活のための

(59) *IvErythrai* 6; *Schol. Dem.* 21. 62.

(60) IG II² 3. 7-11.

(61) Walbank (2002) 72.

画策に何らかの協力を行い、力を尽くしたものと思われる。彼らは、前394年に小アジアが開放され、イアソスが解放されると、アテナイから顕彰され、アテナイの保護のもと祖国にもどることに成功した⁽⁶²⁾。

略号表および引用文献表

- Agora 16* = Woodhead, A. G., *The Athenian Agora XVI: Inscriptions: The Decrees*, Princeton 1997.
Agora 19 = Laronde, G. V./ Langdon, M. K./ Walbank, M. B., *The Athenian Agora XIX: Inscriptions: Horoi, Poletai Records, Leases of Public Lands*, Princeton 1991.
HCT 5 = Gomme, A. W./ Andrewes, A./ Dover, K. J., *A Historical Commentary on Thucydides V*, Oxford 1981.
IvErythrai = Engelmann, H./ Merkelbach, R. eds., *Die Inschriften von Erythrai und Klazomenai I & II*, Bonn 1972-1973.
IvIasos = Blümel, W. ed., *Die Inschriften von Iasos I & II*, Bonn 1985.
- Amit, M. (1975) 'The Disintegration of the Athenian Empire in Asia Minor (412-405 B.C.E.)' *SCI* 2: 38-72.
Andrewes, A. (1961) 'Thucydides and Persians' *Historia* 10: 1-18.
Austin, R. P. (1938) *The Stoichedon Style in Greek Inscriptions*, Oxford.
Bommelaer, J.-F. (1981) *Lysandre de Sparte*, Paris.
Cawkwell, G. L. (1956) 'A Note on the Heracles Coinage Alliance of 394 B. C.' *NC* 16: 69-75.
Cawkwell, G. L. (1963) 'The ΣΥΝ Coinage Again' *JHS* 83: 152-154.
Chylinski, C. (1929) 'Lysandre et les Milésiens (Diodore XIII 104)' *Eos* 32: 165-170.
Culasso Gastaldi, E. (2003) 'Un decreto ateniese di prossenia per tre individui di Iasos (*IG II² 3 + 165*)' *ZPE* 142: 109-117.
Debord, P. (1999) *L'Asie Mineure au IV^e siècle (412-323 a. C.)*, Paris.
Fabiani, R. (1997) 'Diodoro XIII 104, 7 e la presunta distruzione di Iasos' *PP* 52: 81-104.
Fabiani, R. (2001) 'Un decreto ateniese riproposto a Iasos (*IG II² 3* e *Iasos 3926*)' *PP* 56: 69-100.
Habicht, Ch. (2001) 'Späte Wiederaufzeichnung eines athenischen Proxenedekrets' *ZPE* 137: 113-116.
Henry, A. S. (1977) *The Prescripts of Athenian Decrees*, Leiden.
Henry, A. S. (1978) 'The Dating of Fifth-Century Attic Inscriptions' *CSCA* 11: 75-108.
Henry, A. S. (1979) 'Archon-Dating in Fifth Century Attic Decrees: The 421 Rule' *Chiron* 9: 23-30.
Henry, A. S. (1983) *Honours and Privileges in Athenian Decrees*, Hildesheim.
Henry, A. S. (1989) 'Provisions for the Payment of Athenian Decrees' *ZPE* 78: 247-295.

(62) 本論文は、平成13年度の在外研究期間中の研究成果の一部である。あわせて、国際関係論を研究されてきた高橋正先生の退官記念論文としたい。

- Karwiese, S. (1980) 'Herakliskos Drakonopnigon' *NC* 140: 1-27.
- Krenz, P. (1989) *Xenophon Hellenika I – II.3.10*, Warminster.
- Lawton, C. L. (1995) *Attic Document Reliefs*, Oxford.
- Lewis, D. M. (1954) 'Notes on Attic Inscriptions' *BSA* 49:17-51.
- Lewis, D. M. (1975) 'Greek Inscriptions from the Athenian Agora' *Hesperia* 44: 379-395.
- Lewis, D. M. (1977) *Sparta and Persia*, Leiden.
- Lotze, D. (1964) *Lysander und der Peloponnesische Krieg*, Berlin.
- Maddoli, G. (2001) 'Nuovi testi da Iasos' *PP* 56: 15-32.
- Mattingly, H. B. (1996) *The Athenian Empire Restored*, Ann Arbor.
- Meiggs, R. (1972) *The Athenian Empire*, Oxford.
- Meyer, M. (1989) *Die griechischen Urkundenreliefs*, Berlin.
- Osborne, M. J. (1973) 'The Stoichedon Style in Theory and Practice' *ZPE* 10: 249-270.
- Osborne, M. J. (1981-3) *Naturalization in Athens, I-IV*, Brussels.
- Panagopoulos, A. (1978) *Captives and Hostages in the Peloponnesian War*, Athens.
- Rhodes, P. J. (1972) *The Athenian Boule*, Oxford.
- Threatte, L. (1980 & 1996) *The Grammar of Attic Inscriptions I & II*, Berlin.
- Walbank, M. B. (2002) 'Dihippos Myrrhinosios' *ZPE* 140: 71-72.
- Westlake, H. D. (1989) *Studies in Thucydides and Greek History*, Bristol.
- Wilhelm, A. (1898) 'Epigraphischer Bericht aus Griechenland' *JÖAI* 1898: 42-50.